第三十三条の二第三項を次のように改める。

3　第二十七条の六第四項の規定は、第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金について準用する。

第三十三条の二第四項中「前項第二号」を「前項において準用する第二十七条の六第四項第二号」に改める。

第三章第三節に次の一条を加える。

第三十六条の五　第二十九条の二の規定は、第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金について準用する。

第三十七条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第三十九条第一項中「同じくした」を「同じくしていた」に、「七万四千九百円」を「二十六万九千六百円」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの」を「その」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該子が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する期間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　日本国内に住所を有しないとき（外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であるときを除く。）。

二　厚生年金保険法第六十二条の二第一項の規定による加算その他政令で定める加算が行われている子であるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）。

第三十九条第二項中「同じくした」を「同じくしていた」に改め、同条第三項第二号中「（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第三十九条の二第一項中「七万四千九百円」を「二十六万九千六百円」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「そのうち一人については、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの」を「その」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する期間、その子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　日本国内に住所を有しないとき（外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であるときを除く。）。

二　厚生年金保険法第六十二条の三第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金その他死亡を支給事由とする年金たる保険給付であつて政令で定めるものを受給しているとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）。

第四十一条第二項中「、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるとき」を削る。

第四十六条第二項中「」とあるのは、」を「及び前条」とあるのは」に、「読み替える」を「「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替える」に改める。

第五十二条の二第三項を削る。

第五十二条の三第一項ただし書を削り、同条第二項中「（前項ただし書に規定するものを除く。次項において同じ。）」を削る。

第百二条第二項中「前項」の下に「に規定する年金給付を受ける権利」を加える。

第百四条中「障害基礎年金」を「老齢基礎年金、障害基礎年金」に改める。

第百七条第二項中「ときは」の下に「、障害等級に該当する障害の状態にあることにより老齢基礎年金の額が加算されている子」を加える。

第百九条の四第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第二十七条の六第五項及び第二十九条の二第二項の規定による認定

第百九条の四第一項第十号中「規定」の下に「及び第三十六条の五において準用する第二十九条の二第二項の規定」を加える。

第百九条の十第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の二　第二十七条の六第一項ただし書及び第二十九条の二第一項の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）

八の三　第二十七条の六第三項及び第四項の規定による老齢基礎年金の額の改定に係る事務（同条第五項の規定による認定及び当該改定に係る決定を除く。）

第百九条の十第一項第十号中「。」の下に「並びに第三十三条の二第一項ただし書の規定及び第三十六条の五において準用する第二十九条の二第一項の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）」を加え、同項第十一号中「及び第三項」を「の規定及び同条第三項において準用する第二十七条の六第四項の規定」に改め、同項第十四号中「。」の下に「並びに第三十九条第一項ただし書及び第三十九条の二第一項ただし書の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）」を加える。

第百三十八条の表第百五条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）、第四項ただし書及び第五項を除く。）の項中「、第四項ただし書」を削る。

附則第九条第一項中「合算対象期間を」を「合算対象期間並びに六十五歳に達した日の属する月以後の厚生年金保険の被保険者期間を」に改め、「及び第四号」を削る。

附則第九条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項の規定による老齢基礎年金の額について、第二十七条の六の規定を適用する場合においては、同条第一項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」と、「の規定にかかわらず、同条」とあるのは「及び附則第九条の二第四項の規定にかかわらず、これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」とする。

附則第九条の二の二第六項中「前条第五項及び第六項」を「前条第六項及び第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第三項の規定による老齢基礎年金の額について、第二十七条の六の規定を適用する場合においては、同条第一項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」と、「の規定にかかわらず、同条」とあるのは「並びに附則第九条の二の二第四項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」とする。

附則第九条の三第三項中「及び第三十七条の規定」を削る。